

成田市介護保険サービスに係る事故報告取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく省令、条例、規則等の規定による事故発生時の対応において、本市に報告する内容の基準等を定めることにより、事故の速やかな解決及び再発防止に資することを目的とする。

(対象事業者)

第2条 報告の対象となる者は、介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者及び介護保険施設（以下「事業者」という。）のうち、事業所が本市に所在する事業者又は本市の被保険者に対しサービスを提供している事業者とする。

(報告の範囲)

第3条 事業者は、次に掲げる事由があるときは、市長に報告をするものとする。

- (1) 事業者側の過失の有無は問わず、サービスの提供（送迎、通院の間の事故並びにサービスの提供時間外に事業所内で発生した場合を含む。）により利用者が怪我をしたとき（医療機関での治療を要したものに限る。）又は死亡事故が発生したとき。
- (2) 利用者が病気等により死亡した場合で、死因等に疑義が生じる可能性のあるとき。
- (3) 利用者が事故発生から一定の期間を経て死亡したとき。
- (4) 利用者が離脱したとき。
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する感染症のうち、一類感染症、二類感染症及び三類感染症を原則としたものについて、サービスの提供に関連して発生したと認められるとき。ただし、他の法令等に届出義務の定めがあるときは、これに従うこととする。
- (6) サービスの提供に関わる職員（従業者）に法令違反、不祥事等が発生したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、報告が必要と認められるとき。

(報告事項等)

第4条 事業者は、次に掲げる事項を記載した事故報告書（別記様式）により、市長に報告するものとする。

- (1) 事故状況の程度及び死亡に至った場合の死亡年月日
- (2) 法人名、事業所又は施設名、事業所番号、サービス種別及び所在地
- (3) 利用者の氏名、年齢、性別、サービス提供開始日、保険者、住所及び身体状況
- (4) 事故の発生日時、発生場所、種別及び内容
- (5) 事故発生時の対応、受診方法、受診した医療機関名及び連絡先、診断名並びに診断内容等の概要
- (6) 事故発生後の利用者の状況、家族等への報告、連絡した関係機関及び本人等への追加対応予定

(7) 事故の原因分析

(8) 再発防止策

2 前項の報告は、同項各号に掲げる事項が記載されている場合に限り、他の様式により行うことができる。

3 事故報告書は、郵送、持参又は電子メールにより提出するものとする。

(報告の手順)

第5条 報告の手順は、次のとおりとする。

(1) 第一報告 事業者は、第3条各号に掲げる事由の発生を確認した場合において、第4条第1項第1号から第6号の内容について、市長に事故報告書の提出又は電話による報告を行うものとする。ただし、緊急を要する場合においては、事故報告書を提出する前に、電話等のより迅速な手段により仮報告を行うものとする。

(2) 途中経過及び最終の報告 事業者は、前号の第一報告の後、状況に応じ、途中経過の報告を事故報告書の提出又は電話により行うとともに、事故処理が終了した際は、第4条第1項各号に掲げる事項を含む報告を事故報告書により行う。ただし、前号の第一報告をした際に既に事故処理が終了している場合は、第一報告をもって最終の報告（事故報告書の提出による第一報告であり、第4条第1項第7号及び第8号に掲げる事項の記載があるものに限る。）とすることができる。

2 市長は、必要と認めるときは、事業者に対し、事故報告書の提出又は電話による報告を求めることができる。

(対応)

第6条 市長は、事業者から報告を受けた場合は、報告に係る事故の状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じ、保険者として必要な対応を行うものとする。

(他団体との連携)

第7条 市長は、必要に応じ、千葉県及び千葉県国民健康保険団体連合会と連携を図るものとする。

附 則

この要領は、平成26年11月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年8月1日から施行する。